

平成27年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成27年7月23日（木）

新宿区 区長室 区政情報課

午前10時00分開会

【会長】ただいまより平成27年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、事前確認について、資料等について事務局から説明をお願いいたします。

【広報係長】本日は室長が別の会議と重なってしまいました関係で、大変申し訳ございません、本日の審議会を欠席ということになってしまいました。私、区政情報課広報係長が代わりに務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】どうぞ。

【広報係長】それでは、事前にお配りした資料、今回は資料21、東京都母子及び父子福祉資金貸付事務等における償還金の口座振替収納事務の委託についてから、資料27、駐輪施設定期利用申請受付業務の委託についてまでの合わせて8件でございます。なお、資料21には、21-1、資料24には24-1と24-2、資料28には28-1から28-4、資料23には23-1が、それぞれ別途資料として添付されています。なお、資料21及び資料23は前回持ち越した案件でございます、前回の資料と内容は同じでございます。そして、資料29につきましては、前回の持越し案件でございますが、委託内容に一部追加がございましたので、29番ということで、改めてご送付させていただきました。よろしく願いいたします。

また、本日、追加資料、3点、机上に配付させていただいております。まず1点目は、資料28-1の資料は、内容修正をさせていただいておりますので、差しかえをお願いしたいと思います。

2点目は、前回の審議会の中で瀬川委員からご質疑いただきました個人情報のリスク管理の点につきましてのものでございまして、今回は個人情報事故対応マニュアルというもので設定しているんですけども、それをお配りさせていただいております。こちらの内容ですけども、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に、迅速かつ的確に対応するためのものとして、また、ページの16ページ、17ページに記載がございますが、事前に職員が周知すべき項目というものを記載したマニュアルで、全職員に周知しているものでございます。本日、配付させていただきました。

3点目は、本審議会でご報告いたしました平成26年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の補足といたしまして、再委託の状況、こちらは件数だけなんですけれども、平成25年度14件、平成26年度はその14件にプラス1件をした15件の再委託がございましたので、

今回お配りさせていただいております。

資料につきましては以上でございます。資料の不足等ございますでしょうか。

【会 長】 諮問の報告事項の資料は改めて今回、お送り、全部いただいていますよね。前回のものを見ないでも、今回お送りいただいたものを見ればよろしいですね。一部差しかえは、28-1 ということで。

【広報係長】 さようでございます。

【会 長】 よろしゅうございますね。

それで、あと、事故対応マニュアル、今、特にご意見があればお聞きしてもいいんですけども、できればちょっと議題のほうを優先したいので、いつか発言の機会がありましたらご発言いただく、ご質問いただくということにします。再委託の問題は以前からこの審議会で結構問題になっている案件なので、今回は件数だけわかったので、問題は再委託の状況がどうなっているかですが、件数がわかりましたので、今後は再委託の件がありましたら、この件数等を参考にご発言いただければというふうに思います。

それでは、何かこの今の事務局の説明について、資料とか説明についてご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら審議に入らせていただきます。

説明される方は、資料を要点を説明していただいて、必要に応じて補足するようにお願いいたします。

それでは、最初に資料21、東京都母子及び父子福祉資金貸付事務等における償還金の口座振替収納事務の委託についてであります。それではお願いいたします。

【子育て支援課長】 まず、報告事項でございます。件名が東京都母子及び父子福祉資金貸付事務等における償還金の口座振替収納事務の委託について、業務委託でございますので、報告事項でございます。

2ページをご覧ください。事業の概要でございます。中ほど、事業内容ですけれども、現在こちらの貸付事務につきましては、全て納付書によって行っております。これにつきましては、昨年度中にシステム改修をさせていただきまして、現在システムはでき上がっているところですので。今回は、この内容におきまして、口座振替をさせていただきたいということでご報告をさせていただきます。

業務内容でございますが、事業内容のちょうど下段のほうです。対象者数が現在3つの貸付資金におきまして、ここにあるとおり、総数でおよそ2,500名、1,600件ほど現在、償還の事務

を行っているところでございます。

3ページをご覧ください。こちらが今回の業務委託の内容でございます。収納の業務委託でございますので、委託先はみずほ銀行を予定しております。こちらは公金の収納取扱いの指定金融機関でございます。それから、委託に伴い事業者に処理させる情報項目でございますけれども、母子及び父子福祉資金等の借受人並びに当該借受人の連帯借受人、連帯保証人及び後見人に係る情報項目といたしまして、下段に書いてあるとおり、引落銀行名、引落銀行コード、引落支店名、支店コード、預金科目、口座番号、預金者名、貸付資金番号、引落金額等々でございます。

電磁媒体を使いまして行います。

委託の理由といたしましては、みずほ銀行が指定金融機関となっているからということでございます。

委託の開始期間は、現在、今年度10月1日からを予定しております。

こちらのみずほ銀行におきましては、既に新宿区の公金取扱金融機関でございますので、公金の収納及び支払に関する事務取扱要領などが決められておりまして、そちらのほうで個人情報保護など、適正な管理をしているところでございます。

雑駁でございますが、説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

瀬川委員。

【瀬川委員】ここで電磁的媒体で処理させるとなっておるんですけども、もうちょっとご説明いただいて、電磁的媒体をつくって、それをどういようにしてみずほ銀行に送るんですか。電磁で送るんですか、それとも物理的に何か持って。それで、電磁媒体をここでつくって、そこからみずほ銀行まで渡すまではどういう状況になっていますでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【子育て支援課長】フロッピーディスクを今のところ予定しております。収納の情報をみずほ銀行のほうで集約していただきまして、電磁媒体、フロッピーに落としていただきまして、それを子育て支援課のほうで引き受けまして、システムのほうにおいてそれが引き落とせる形になっておりますので、それで収納するという形になります。

【会長】瀬川委員。

【瀬川委員】フロッピーの授受はどうなっているんですか。

【会長】ご説明ください。

【子育て支援課長】フロッピーの授受におきましては、委託先のほうで、現在、金属製のトランク、それにフロッピーディスクを入れたものを手渡しということで、窓口までお持ちいただいて、やりとりをしていく予定でございます。

【会 長】何か向こうでお金が収納された、受領したというのは区のほうへ通知が来るんですよね。そういうことじゃないんですか。

【子育て支援課長】全て結果がFDに記録されて、それをシステム的に取り込むという形になります。

【会 長】向こうから来るのもそのフロッピーディスクですか。

【子育て支援課長】はい、そうでございます。

【会 長】トランクか何かで返ってくるって、こういうことですか。

【子育て支援課長】はい。そうでございます。

【会 長】ああそうですか。わかりました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

ないようですと、報告事項ですので、了承することでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は了承ということで終了いたします。

【子育て支援課長】ありがとうございました。

【会 長】ご苦労さまでした。

次に、資料29、屋外広告物等実態調査業務の委託についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【土木管理課長】土木管理課長でございます。

まず、冒頭、おわび申し上げます。屋外広告物等実態調査業務の委託は平成17年度より毎年実施しており、本来であれば事前に報告すべきものでありましたが、個人情報業務委託の登録は既にしていたため、報告していたものと誤認しておりました。本日、新たに報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、屋外広告物等実態調査業務についてです。2ページの業務の概要をご覧ください。この業務は、新宿区内に提出されている屋外広告物等について、道路法、道路占用許可基準及び東京都屋外広告物条例に基づく申請の状況、道路法等違反や落下等公衆に危害を及ぼすおそれの有無などの実態を調査し、適宜、是正指導を行うものです。

次に、屋外広告物等実態調査業務の委託についてです。3ページをご覧ください。委託先に

提供する情報は、既に許可を受けている屋外広告物等の申請者の氏名、住所、電話番号、設置箇所、規模、種類・サイズです。委託先が収集する情報は、「無許可のもの」、「許可内容と異なるもの」などの屋外広告物等の所有者又は管理者の氏名、住所、電話番号、設置箇所、規模、種類・サイズです。

委託の内容は、概略を申し上げますと、屋外広告物等の現況を調査し、是正指導に該当する屋外広告物等について台帳を作成し、一覧表にまとめ、その台帳及び一覧表及び宛名シールを区に納品するものです。

委託に当たり区が行う情報保護対策としては、1、契約に当たり、別紙「特記事項」を付す、2、必要に応じ区職員が立ち入り調査を行い、取扱方法の確認を行う、3、業務終了後、委託先に提供した情報及び委託先が収集した情報は速やかに返却させるものです。

受託業者に行わせる情報保護対策としては、1、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する、2、電磁的媒体には区が指定するパスワードを設定させる、3、業務期間中は、委託先に提供した情報及び委託先が収集した情報を、委託先事務所に鍵つきキャビネットにて厳重に保管させる、4、紙及び電磁的媒体の授受は直接、手渡しにより確実に行わせる、その他です。

以上で説明を終わります。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

はいどうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】佐藤です。何点かお聞きします。

この屋外広告物については、特にいろいろな道路で出されていて、苦情が寄せられて、毎年調査しているということで、大変重要なことだと思うんですが、対象となるこの300件、平成17年以降、300件ということなので、これは新宿区の商店密集地となっているんですが、どの辺のことを指しているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】過去の17年から行っておりますが、近年では西新宿7丁目の周辺をこのところ三、四年、調査してございます。予算あるいは時間も限られておりますので、繁華街が多い中で、順次やっていきたいと考えております。

【会 長】すみません、7丁目ってどこですか。我々はわかんないです。

【土木管理課長】去年は小滝橋の沿道あたり、西新宿7丁目でございます。

【会 長】わかりました。どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、7丁目を重点的にやっているということなんですが、ある程度年数

がたてば、別の繁華街を数年かけて実態調査を行うという理解でよろしいんですね。対象となるのが、調査するには300件ぐらいが一つ限界というか目標というか、そんな感じなんですか。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】予算と時間の関係がございますので、大体、面積では3ヘクタール程度、件数は300件等で一つの目安にしております。繁華街、新宿は広いですので、繁華街が全部終わるのは大分まだ先かと思いますが、順次やっていくということでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】この調査業務の3番なんですけれども、屋外広告物について台帳を作成し、要するに、是正指導が必要なところをピックアップして、後追い調査的に行っていくと。それを電磁的媒体なり紙ベースに記録を残して蓄積していくと、こういう理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】委員ご指摘のとおり、無許可のものとか、あるいは申請は出ているんだけども申請内容と異なっているもの、そういったものを一覧表にして提出いただくと。それに基づいて適宜、この宛名シールと書いてございますけれども、是正指導のための指導書を送ったりとか、そういうこともしてございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】この2ページの最後に、対象者数（推定）約40名って、これはどういう数字なんですか。

【土木管理課長】これはちょっと、すみません、分りづらいなんですけれども、この300件というのは看板等の数でございまして、その所有者、管理者、人間で見た場合に、1人の人が、1つの建物に複数の広告物がございまして、人間で見た場合には40名程度ということでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】最後に。ぜひ効果があるようにしっかりやっていただきたいとともに、個人情報ですので、やっぱりきちっと管理をしていただきたいと思います。

以上です。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

鍋島委員。

【鍋島委員】これは道路に出ているものもあるので、それもなさると思うんですけれども、私

たち消団連でこういう調査をしたことがありまして、道路に出ているものについては、警察とかそういうところに許可を得ないと調べられませんということになりまして、それで許可をいただいたら、その後のものはとてもいい調査だから利用させてもらえませんかという話にまで発展したことがありますので、そういうふうになるとしたら、まさしくこの情報を警察のほうにあげることになると思うので、そのときにやればいいということなのかわかりませんが、一応ここでもその点をお答えいただきたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】この調査はいわゆる壁にかかっているものとか、壁から突き出しているもの、そういった看板が対象で、今、委員がご指摘いただいたのは、路上に置いてある置き看板のことかと思います。

【鍋島委員】壁についていまして、道路にはみ出しているの、ありますよね。何か境がグレーゾーンらしい話を警察のほうからされました。それで、やり始めてから言われたことがあります。それは、止めるわけじゃないんですけども、一応こういうものについてはうちのほうに届け出して、後のものを私のほうも見せてもらうというようなお話でございました。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】壁から突き出しているものについてもいろいろ条例等で細かい決まりがありまして、それは一つは東京都屋外広告物条例、もう一つは、道路に出ている関係で、道路の占用許可ということもあります。その2つの点につきましては、区役所のほうの事務ということで、その基準に適合しているかどうかを調査しているというものでございます。

【会 長】質問は、区役所と警察の関係のほうが重要だと思うんですよ。警察にこの調査結果を情報を流すかどうか、あるいは警察の協力を得て何かすることがあるのかという質問に対してはどうでしょうか。

【鍋島委員】そういうことなんです。

【土木管理課長】警察との協力につきましては、私ども部署ではなくて、交通対策課というところで一応、合同パトロールということで、いろいろな道路占用、道路上、違法なものにつきましては、看板を含めまして、合同パトロール等をやっているところでございます。

【会 長】おっしゃっていることは、道路の路面上にある問題は警察の対象だけど、空中にある看板物は、土木管理課が扱っているのは空中広告物で、それで警察とは関係ないということですか。ご説明ください。

【土木管理課長】やはり置き看板以外にも突き出しているものにつきましては、道路占用と同

時に道路使用ということで警察が、関係ありますので、それは適宜、交通対策も含めて、私も関連を持ってやっているところでございます。

【会 長】要するに、警察に連絡する可能性があるんですか。

【土木管理課長】現状では、まだ警察に報告するというものについてはございません。ただ、著しく違法性の高いもの等につきましては、今後、警察に連絡して、ともに解決するということも考えられると思います。

【会 長】鍋島委員、どうですか。はいどうぞ。ご質問ください。

【鍋島委員】そうすると、調べた情報を警察のほうにも一部でもお渡しになることがあるとすると、やはりここの個人情報の問題だと思いますので。やはり警察って意外とそういうときに調べたものを欲しがらるんですよね。ですから、それは困りますということではできないものから、やっぱり資料を渡すとなるとここの問題だと思ひまして、渡すときにここでなされるのか、今ここで出されてしまうのか、個人情報を渡すときは

【会 長】はいどうぞ、土木監理課長ご説明ください。

【土木管理課長】先ほど申し上げましたとおり、現状では警察に情報を提供しているということではございません。ただ、著しく違法なものについては今後そういう可能性もありますので、そのときの対応につきましては、別途、こちらの情報公開の担当と協議したいと思ひます。

【会 長】一応、情報を常に流すんじゃなくて、やっぱり違法な行為があれば、犯罪行為なり条例違反があれば、警察の罰則があれば、そういう違反について警察に情報を流すことはやむを得ないと思ひますね。

【鍋島委員】すみません。というよりは、こういうことですから、私たち区民としては、そういうものはできれば警察とご一緒に直していただいたほうが、私たちも調査したときに、本当にやってもやっても直さないところがあるので、警察にお渡しして、直していただけたらありがたいなというところもありまして、お聞きしました。

【会 長】わかりました。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

伊藤委員。

【伊藤委員】今回、電磁的媒体がCD-Rというふうに決まっていると思ひますけれども、これは普通の1回焼いたらもう変えられないCD-Rのことを指すのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】ご指摘のとおりです。

【会 長】伊藤委員、続けますか。はいどうぞ、伊藤委員。

【伊藤委員】この次なんですけれども、CD-Rには区が指定するパスワードを設定させるといふところがあるんですけれども、これはアクセスとかエクセルのパスワード機能とかという、そういうことでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】ご指摘のとおりです。

【会 長】よろしいですか。伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっとここが気になったので質問させていただいたんですけれども、パスワードを設定させるといふところにあるんですけれども、最初からパスワードをかけたファイルを使ってやったほうが安全ではないか、というのも、操作のミスとかがあったらどうなのかなと思ったので、そこを確認させていただいてご検討いただけると幸いです。そういう形になっているんですか。そもそもパスワードを設定、向こうが独自にするというのか、最初に何かファイルを渡すのですか。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】委員ご指摘のほうを含めて、どちらがより安全が高いか検討させていただきます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見はございますか。

鷺野委員。

【鷺野委員】3ページなんですけれども、提供する情報で申請者の氏名とかあって、もし広告物が無許可とか許可と異なっている場合は、所有者とか管理者の氏名で収集するって書いてあるんですが、その収集は許可を申請した人と実際に広告物を所有している人が違う場合は、聞取りとかをする権限まで与えているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【土木管理課長】屋外広告物は、所有者とかあるいは建物の施設管理者とか、さまざまな方にちゃんと管理する責任が条例で定まっております。そういった関係で、許可の申請をされた方はその申請書を見ればわかるんですけれども、申請されてない方については、実質的に屋外広告物を許可申請していない以上、誰が管理しているのかは不明でございます。そういった関係で、所有者なり管理責任者なりをお聞きして、その方に指導するという形になりますので、そういった管理責任者というのをお聞きするという趣旨でございます。

【会 長】よろしいですか。鷺野委員。

【鷺野委員】じゃ、聞取りをする権限まであるということですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【土木管理課長】ご指摘のとおりです。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ありますか。

収集を委託するのは、報告事項でいいんですか。すみません、ちょっと迷う。危ないなと思ったんですけども。本人のほうから収集するのはいいんですけども、事務局のほうですぐわからないですか。本人から収集することはいいんですけども、それを他人に委託するというのは。

はいどうぞ。

【広報係長】よろしいですか。

【会 長】はい。お願いします。

【広報係長】一応、この聞取りについては、管理者、看板等を管理している本人から聞き取るという趣旨で理解できるのではないかと。

【会 長】本人からね。

【広報係長】はい。

【会 長】誰かに委託することがいいかどうかという話で。区が収集することはいいんですけども、それ問題なかったかということですね。

いずれにしろ、ちょっと収集が問題になるということだけは問題なので、気をつけて収集していただいて、余計なことは収集しない。それから、さっきの情報提供の警察の問題も、安易に情報を流さないように、条例違反がはっきりしたものについて警察に連絡することは場合によっては当然かなと思うんですけども、まさかそれを委託業者に任せるわけではないと思うんですよ、今後のほうの。警察の問題は区でおやりになるんですから、それは区のほうで気をつけていただいて、情報収集の場が、本人から情報収集させるということなんですけれども、委託ですから、そのあたり、余りトラブルが起こらないように気をつけていただきたい。余計な情報を収集しないということが最初なんですけれども、それ、収集したものの管理をやはりよく徹底していただくように委託業者に指導していただきたい、こう思うんです。

ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようでしたら、一応、本件は報告事項ということで議題に上がっておりますので、報告事項として了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。

【土木管理課長】どうもありがとうございました。

【会 長】資料24、後発医薬品の使用に係る健康管理指導業務の委託について（情報項目の変更）であります。

それでは、説明をお願いいたします。

【生活福祉課長】本件につきましては、昨年、平成26年度の第4回のこの審議会の場で報告をさせていただき、了承いただいた委託業務でございます。この度、その業務におきまして情報項目について変更が生じたので、報告をさせていただくものでございます。

では、資料の2ページ、事業の概要をご覧ください。これまでは、厚生労働省のほうで生活保護の医療扶助について後発医薬品の使用をさらに促進することとされておりまして、東京都内各区市町村で、医師が後発医薬品への変更を可としているにもかかわらず、先発医薬品の使用を希望する受給者から、東京都が作成したアンケートによりその理由を確認し、私ども福祉事務所のほうに報告を受けておりました。今般、東京都のほうで27年3月調剤分をもって、このアンケートの実施を終了いたしました関係で、情報項目の変更が生じた次第でございます。

今後につきましては、平成26年4月から調剤報酬明細書、レセプトと言われているものなんですけれども、こちらのほうに記載することとなっております後発医薬品を調剤しなかった理由に基づきまして、後発医薬品の使用促進を引続き実施することといたしました。新宿区におきましては、この調剤報酬明細書を確認いたしまして、そこの理由をもって健康管理指導を実施してまいるというものでございます。

3ページをご覧ください。情報項目の変更点についてです。変更前と変更後の相違についてご説明いたします。変更前に提供しておりました受給者本人の年齢とその世帯の世帯類型につきましては、実際、健康管理指導を行いましたところ、真に必要なものについて、最小限の内容に止めるという判断をいたしまして、この度提供しないものとしたものでございます。また、後発医薬品使用に係るアンケートの記載内容につきましては、アンケートそのものがなくなりましたので、提供しなくなったものでございます。

以上が今回の変更点でございます。

なお、この委託につきましては、本審議会で了承をいただきました後に、プライバシーマーク取得を入札要件といたしまして、入札を行いまして、指名競争入札により委託業者を選定してまいりたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【三雲委員】この事業において委託先に提供する情報というものは、この3ページの委託に伴い事業者処理させる情報項目のうち、どれでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【生活福祉課長】変更後というところの区が委託先に提供する情報、こちらのケース番号、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、地区担当員名、調剤薬局名、処方薬について、区が先方に、委託先に情報を提供し、委託先においてご本人から後発医薬品を拒否する具体的な理由を確認していただくという流れでございます。

【会長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、2ページのほうでは、調剤報酬明細書というものが書かれているんですけども、そのものを提供するわけではなくて、調剤報酬明細書に記載されている情報のうち、この3ページの区が委託先に提供する情報に該当する部分だけを提供するというのでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【生活福祉課長】ご指摘のとおりでございます。

【会長】三雲委員。

【三雲委員】この調剤報酬明細書には後発医薬品を調剤しなかった理由というものが記載されているかのように、2ページ目では読み取れるんですけども、その理解で正しいでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【生活福祉課長】そのご理解で正しいといえますか、中身につきまして具体的にご説明をさせていただきますと、そのレセプトには、患者の意向、保険薬局の備蓄、後発医薬品なし、その他という4点について記載されることとなっております。この中から私ども区職員が患者の意向と書かれている方について健康管理指導を行う対象者として抽出し、委託事業者に提供するものでございます。

【会長】ちょっと待って。要するに、これは提供する情報項目が減るというだけの話でしょう。それ以外のことは前回、もう了承を得ていますよということですよ。

【生活福祉課長】はい。

【会長】わかりました。どうぞ、三雲委員。

【三雲委員】ということは、対象者の方が後発医薬品を拒絶する理由というものが特に提供されるわけじゃなくて、そもそもその情報が提供される方というのは、自分の意向で後発医薬品を拒絶した方だけなので、特に理由等について情報提供を別に行うわけではないということで、

その理解でよろしいですね。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】委員ご指摘のとおりでございまして、まさしく患者の意向というところで、委託事業者の方になぜ後発医薬品を拒んだんですかということをお聞き取りいただくという中身でございます。

【三雲委員】ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】先ほどのご説明の件、何点かお聞きしたいんですが、東京都が作成したアンケートが終了して、その結果、要するに後発医薬品を拒否した方が200人いて、その方に対する引続き推奨というか、そういうふうにするという理解でよろしいですか。そうすると、今回、個人情報の対象となる方は約200人、そういう理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】今回、対象とする見込みの方は200人程度と見込んでおります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それで、後発医薬品を拒否する具体的な理由というのは、かなり個人情報の中でも非常に機微な情報になると思うんですが、そういう情報を今後委託するであろう会社なり団体に、このことも知れてしまうわけですかね。提供するということですか。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】また、区が提供する中身については、患者の意向であった方がこの方たちですよという一覧でございまして、逆に、この回答者の方たちに直接、受託事業者がなぜ後発医薬品をご希望されなかったのか、例えば去年の経験でいきますと、「以前から飲んでいる先発医薬品を変えたくないから」ですとか、場合によっては、「後発医薬品に変えたことがあるんだけど、効かなかったから」ですとか、そういったご意向を確認をいたします。その中で、後発医薬品に変えたことがあったんだけど効かなかったという場合は、今後、その方のその病気については、先発医薬品のままということで対象から外すというような手順を踏むものでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】その後発医薬品を拒否する具体的な理由というのがこの委託先にも情報としては

提供されて、しかし、実際には区のほうがその対象になる人に働きかけると、こういう理解でよろしいんですか。

【会 長】ちょっと、今日は情報項目の減少というか、項目を減らすということで出てきたんですけれども、やはりもとの制度がわからないので、ちょっと幾つか質問が出ていると思うんですよ。だから、もうちょっと基本の制度、今のような質問も、もともと今の具体的な理由は委託先に収集してもらおうようになっているんでしょう、これは。区のほうで特別、収集していないから、むしろその委託先にそういうものを聞き取ってくださいということが前提ですよ。何かそういう、基本的な制度を説明しないと、なかなか議論が進まないと思うのでその点を説明してください。

【生活福祉課長】大変失礼いたしました。委託先に拒否する具体的な理由を聞いていただきまして、例えば先ほど申しましたような、「以前から飲んでいる先発医薬品を変えたくないから」というお話が出た場合に、なぜそれを変えたくないんですかというお話を聞き、その中で「いやいや、不安があるから」というようなお話が出れば、医師が大丈夫だという処方を出しているのだから、一度変えてみてはいかがですかというような中身が健康管理指導という業務になります。

【会 長】これはどのような業者を想定するんですか。未定って書いてあるから、どうも委託先のイメージが全然出てこない。

【生活福祉課長】昨年の実績によりますと、特定健康診査をなさっているところですか、ジェネリックの差額通知を出されているところ、また、レセプト点検という業務をされているところ、また、頻回受診の重複をされているような受診者の方のチェックをされているところ、そんな事業者が入札をされました。

【会 長】去年実施したところは、うまくいきましたか。どの程度うまくいっていますか。実績は、どうですか。

【生活福祉課長】昨年は200名以上の方、対象に指導させていただきまして、そのうち150名の方が一部だけでもジェネリックに変えてみたという実績がございます。

【会 長】わかりました。じゃ、佐藤委員。

【佐藤委員】その健康管理指導のことなんですけれども、これを見ますと、委託先の事業所、団体もやるんだけれども、区の職員も2人同席するというか、複数以上でやるという、そういう理解でよろしいんですか。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】まず、手順といたしましては、区の職員が対象者の方を選びます。その後、この対象者の方に区のほうからお手紙を出させていただきます。あなたに対して、区が委託した健康管理指導員から電話が行きますよという予告のお手紙を出させていただきます。その後で、受託者が電話をかけてお話を直接お伺いするという中身です。今、委員ご指摘の区の職員がというものにつきましては、電話をお持ちでなかったり、電話ではなかなかやりとりが難しい方の場合は、ご自宅まで訪問をさせていただく場合がございます。このときは必ず区の職員が同行するというものでございます。

【佐藤委員】わかりました。

【会 長】よろしいですか。

【佐藤委員】はい。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

鍋島委員。

【鍋島委員】これは去年もなされたようですけれども、アンケートの母数は何名なんですか。アンケートの収集方法はということなのかというのと、それから、電話がかかってきたときに、区からと言われても警察からと言われても、断んなさいと言っているので、そういう拒否する人もいると思うんですね。拒否することもできて、そういう人のところには訪問されて、訪問も嫌だという人もいらっしゃると思いますので、これはそういう拒否する権限というのはあると思うんですけれども、その3つをお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】失礼いたしました。アンケートにつきましては、昨年度の実績でいきますと、1,335件、これは複数回答になりますが、理由を複数選んだ方ということで、1,335件の母数がございます。

【鍋島委員】収集方法は郵送ですか。

【会 長】どうぞご説明ください。

【生活福祉課長】昨年度の流れをご説明をさせていただきますと、生活保護受給者の方がお薬をとり薬局に行きます。薬局に行ったときに、薬剤師が処方します。処方をするときに、処方せんに後発医薬品でも大丈夫ですよ書かれた処方せんの場合に、ご本人がそれでも先発医薬品をご希望された方に、ご本人にアンケートを書いていたおりました。

【鍋島委員】生活保護なんですね。ありがとうございます。わかりました。

【会 長】今回の基本的な情報収集についての拒否権限があるかどうかだけご説明お願いし

ます。

【生活福祉課長】拒否権限といますか、私ども、生活保護の援助指導といますか、助言をさせていただくときに、区の職員の指導といたしましては、それを拒否ということは基本的には考えておりません。したがって、委託の事業者には話をしたくないよという場合におきましては、区のほうでお話をお聞きして、委託事業者と協議をするなりして進めてまいりたいと思っております。

【鍋島委員】わかりました。ありがとうございます。

【佐藤委員】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

林委員。

【林委員】これ200件が対象になっているようですけれども、個人情報がどんどん、これ数が調査のたびにだんだん少なくなっていくんでしょうけれども、どこまでやるものなのですか。最後の最後まで、これをゼロにするために、今、ジェネリックに変えるということ、あくまでも拒否されている皆さんの個人情報もどんどん先鋭化した形でそれはしていくのが1点と、それから、3ページのずっと下のほうの枠の3番目のところ、複数の者が状況を確認し、指導するってあるんですけれども、先ほどの佐藤委員の質問でいきますと、これは区の人が同行するって、複数の者が状況を確認するなんて、人の家に出向くことが可能なかどうか、お願いします。

【会 長】ご説明ください。

【生活福祉課長】まず、最初の200件の方についてです。生活保護受給の方につきましては、毎日毎日、申請の方が来ますので、その方たちが大体生じてまいりますので、おおむね200件程度で安定、対象者としてはそんなに急に減るというものにはならないのかなと思っております。また、どうしても先発医薬品がいい方に対しまして、絶対、後発医薬品でなければならないということまで私どもが求めるものではございません。

2点目の委託に当たり区が行う情報保護対策についてです。対象者の個人情報を行うときに、庁内面接相談室のときには可能ですが、対象者宅に複数で行けるのかというお尋ねかと思えます。この複数という場合につきましては、受託事業者もおりますし、私ども区職員もおりますので、そこをもって複数というふうにご理解いただきたいと思います。

【会 長】よろしいですか。

【林委員】わかりました。

【会 長】ほかにご質問、ご意見は、山田委員。

【山田委員】質問しますが、3ページの、今、会長からご指摘があったように項目の変更だけなんですけど、あとのところは了承しているということなんですけど、一番下の受託事業者に行わせる情報保護対策のところ、2番なんですけど、日々の委託業務終了後は、委託業務の実施場所、それぞれの業務に係る個人情報の書類、置き忘れがないようにという、こういう表現なんですけど、やはり個人情報の管理が置き忘れがないようにというのは、一番のやっぱり基本的なことでもありますので、この辺の表現については、これは、会長にお許しをいただいて、26番目も、その置き忘れというのは、個人情報の委託先については最も必要なことですので、特記事項等にありますように、管理についての徹底、厳正を図るとか、そういう表現に直さない、見る限りにおいては、その業者が置き忘れを、複数の人が立ち会って、それを監視するためのよう感じがしますので、この表現については、かつて承認しているかもしれない、お許しをいただきたいと思いますが、そのこの表現等については相当吟味した書き方にしてほしい。これは報告事項ですので、この辺はひとつまた区政情報課と十分相談をして、適切な表現に直してほしいということを、会長、ちょっと要望だけしておきます。

【会 長】今後のことも入れてご検討ください。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承することよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件は了承ということで終了いたします。ご苦労様でした。

【生活福祉課長】ありがとうございました。

【会 長】それでは、資料25、国民健康保険被保険者証に係る作成業務等の委託についてであります。

それでは、説明をお願いします。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長でございます。

それでは、資料25をご覧ください。件名としては、国民健康保険被保険者証に係る作成業務等の委託についてということで、条例根拠については記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。事業の概要でございます。対象者といたしましては、新宿区における国民健康保険の加入者を対象としておりまして、こちらに記載のように、保険証の交付について、それから納入通知書及び納付書の交付について、それぞれ該当の対象者について記載をご確認ください。

それでは、事業内容でございます。事業内容は大きく2つございます。一つは、保険証の交付ということでございまして、事業内容に記載のところの文面によりますけれども、保険証は、保険料に滞納がない一般世帯については2年ごとに一斉送付、それから、保険料に滞納がある世帯に対しては、短期証といまして1年間の有効期間というようなものをお送りさせていただいているというようなところでございます。そして、現状では、その保険証について、保険証の用紙自体は事業者のほうに発注して、用紙をつくってもらう。そして、それを納品してもらった後に、そこに住所とか氏名を打ち出すのは、区のコンピュータのほうで打ち出して、打ち出したものを封筒に入れて、封入・封緘するのは、また事業者のほうに委託している。そういうやりとりをしております。大体、件数的にいけますと、記載のところで、年間、約11万枚と、大量ということがございます。新宿区の国民健康保険の加入者については、8万世帯から8万1,000世帯ということで、複数世帯ございますので、加入者については10万人を超えるというような状況でございます。

2の納入通知書及び納付書の送付について、これについては毎年1回、それぞれ前年の所得に応じて保険料を決めさせていただき、その納入通知書、それから実際に払い込むときの納付書、これを送らせていただくというようなものでございまして、事務の流れについても、保険証の場合と同様な形で取り扱っております。こちらについては、打出しの枚数については、保険証の場合は1人1枚ですけれども、納付書については、年間の保険料を10回に割って払っていただいております。そういったところから、打出しの枚数についてはかなりな枚数になるという形になっております。

それでは、3ページをご覧ください。ここの3ページの資料の概要図というのがございますけれども、先ほど口頭でお話しさせていただきましたけれども、業務の流れについて、保険証、それから納入通知書・納付書について、それぞれ①から③という形で書かれております。現行と変更後ということで表にまとめさせていただいておりますので、ご確認ください。又、実際に打ち出す枚数についても、大量と申しましたけれども、記載のとおり、保険証については約11万枚、それから納入通知書及び納付書についてはそれぞれ記載がありますけれども、これを合計しますと約86万枚というような、大量処理を行っているという状況でございます。

それでは、4ページをご覧ください。実際の個人情報の取扱い関係になります。委託先については入札で決定ということを予定しております。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目については、記載のような形で示させていただいておりますけれども、取り扱う項目自体の数については現状と変わりはないという形にな

ります。

処理させる情報項目の記録媒体については、電磁的媒体という形になります。今までは紙で打ち出したものを渡していましたが、今後はデータで渡すという形になります。

委託理由についてでございます。1番から4番までございますけれども、1番と2番については、いわゆるセキュリティの強化という形になります。実際に個人情報を打ち出した紙を、大量な枚数になりますけれども、それを事業者のほうに引き渡す。そして、トラックに積んで工場まで持って行く。そういう部分を、実際には電磁媒体を使うことによって一括処理をすることにより、セキュリティ強化につながるというようなこと。それから、封入・封緘に関しても、実際に印字作業を事業者がすることによって、バーコード等の印刷もすることができるとなりますので、実際にバーコードによるチェック、それから目視でのチェックというようなことで、誤封入等の間違い、これの部分についても、これまで以上に間違いが起きないように形で取り扱うことができるということを書かれているのが1番と2番でございます。

そして、3番と4番でございますけれども、実際に区のほうで印字しますと、どうしてもデータの的に大体、半月前のデータ、実際に事業者のほうに封入・封緘で引き渡すものよりも半月前のデータで取り扱うと。その間に例えば転出したり、場合によっては亡くなれたりとか、いろいろなこういう状況の変化がありますけれども、そのあたりについては逐一引き抜くことに、こういう作業を行っております。これが電磁媒体で行うことによって、期間的なものをもう少し圧縮することができて、最新の情報を提供することができるということが書かれているのが3番と4番になります。実際に今、半月と申しましたが、今後は1週間程度の最新情報を取り扱うことができるのではないかとこのように想定しております。また、一方で、経費的な面についても、一括委託ということになって、現状よりも約1割程度は削減できるというふうに私どもは見込んでおります。

委託の開始時期及び期限でございますけれども、保険証については平成28年4月からを予定、また納入通知書及び納付書については平成27年9月から委託ということで、印字用プログラムの調整及び検証という作業を経た上、28年4月以降、本格的に納入通知書等の打出しというような流れを予定しております。

最後、5ページになりますけれども、委託に当たり区が行う情報保護対策でございますけれども、契約の際には特記事項というようなものを付しますけれども、その確認というのが非常に大事になります。区の職員、それも1人ではなくて、複数という形で立入り調査ということで、特記事項の事項については確認をしていきたいというふうに考えております。また、電磁

媒体で引き渡しますので、データについては暗号化等でデータを守るというような、ハード・技術的な部分でのセキュリティもかませると。それとともに、実際にその電磁媒体を、例えば郵便や宅急便で送るということではなくて、区の職員が実際持っていくということで、途中での紛失等がないというような形での、いわばアナログ的な対応になりますけれども、そういった対応もしていきたいというふうに考えております。

最後、受託事業者に行わせる情報保護対策については、1番から11番、こちらのところについては、プライバシーマークの認定を取得していること、以下、契約仕様書のところに盛り込むことによってしっかり履行をさせ、そして、それを先ほどのように監視をしていきたいというふうに考えております。

以上、雑駁でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

【会 長】ご質問かご意見ございましたら、どうぞ。

ひやま委員。

【ひやま委員】議論に入る前に1点だけお聞きしたいんですけれども、この制度に移行するに当たって、誤封入・誤送付というのは大体どのぐらいあったんですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】現状ではございません。実際には人間がやっているわけですが、何重にもやっぱりチェックをして、実際の枚数と入れるべきもの、それをちゃんと突合して、例えば入れた後に、入れるべきものが余っていたということになれば、開封して、どこか入れ間違いがあったんじゃないかということでのチェック、そういうのは対応しているということです。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】念には念を入れて、さらに精度を高めるというような趣旨でいいわけですね。

【医療保険年金課長】そのとおりでございます。

【会 長】委託先未定ですが、どんなところを想定しておられるのか、ご説明できたらお願いします。

【医療保険年金課長】実際には、現状の封入・封緘委託をしている事業者においても、いわゆる印刷会社といいますか、やっぱりそういったところが入ってくる場合があります。それで、これからの部分についても当然、印字をしていくわけですから、プリンター等の設備が必要だということですから、想定としては印刷会社を想定しているということです。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますか。

三雲委員。

【三雲委員】 ちょっと前提で分かっていなかったことがあるんですけども、帳票という言葉なんですけど、これは3ページのほうでは個人情報なしというふうに書かれていますので、ただの空のフォームであるという理解でよろしいですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 はい。そのとおりでございます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 それから、先ほど、ミスがあり得る場合として、印字を行う場所と封入業者の作業場所が異なるということを理由に挙げられていたということは、今度の委託先においては、当然、印字を行う作業所と封緘を行う作業所が同じであるということが条件になってくるわけですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 物理的に考えても、そういったことを私どもは想定しています。

【会 長】 よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

瀬川委員。

【瀬川委員】 これはまだ委託先が決まってないので、ただ、心配なのは、委託先のことのように思いますので質問させていただきます。まず、この電磁的媒体、MO、CD-RとかDVD。それを渡して、印刷してもらうということになるんですけども、それを物理的に渡されるというのは、非常にリスクが減っていると私は思っているんですけども、相手方がどのようなシステムでアウトプットするんですか、印刷されるんでしょうけれども、その状況は今のところ何か縛りをつけているとか、あるいは今までの経験上全く問題なかったからやるとか、その中で、先ほど暗号化をされるということですね。これも一つのリスク対策でいいと思うんですけども、暗号化というのも日進月歩で、暗号化もよく注意を払っていただく。これはどちらかというオピニオンですけども。今聞きたいのは、先方でこのMOないしCD-Rを扱うときの何か縛りを入れておられますかということ。まだ決まってないので想定だけで結構です。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 作業環境については、私ども、事前に契約をする際には、実際現場を見て、どういう形で、例えば、その作業場に入るのにドアがあるのかないのか、そして、ドアが

あればそれがオートロックなのかどうなのかとか、例えばですけれども、そういった点を含めて区の職員が実際の作業現場を確認するということを考えております。

【会 長】瀬川委員

【瀬川委員】それからこれは電子媒体というのは非常に楽に、非常に効率的で、時代の流れだとは思いますが。それ以上にまた同じだけリスクが増えていっていますので、片方では日進月歩なので、暗号化といっても、どんどんその暗号化を複雑にしていって、よりそれを分からないようにしていかなきゃいけない。それをやっていくという、今のところは決意表明だけで結構なんですけれども、ぜひ、特に電子媒体になればなるほど、よりコストも下がるし便利なんですけれども、それ以上にリスクが受けて、起こったときは即、情報が流れますからね。よろしくをお願いします。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】私どもも同じ認識で、やはり技術というのは、必ず、まさにおっしゃられたように日進月歩で、これで完璧ということはあると得ないということは認識しております。今、これだから万全だと言っても、なかなか世の中、これだけ激しく動いていますから、それで言い切れるものではないと。だからこそ、先ほども申しましたように、デジタルの部分とアナログの部分で、人間の目でしっかり見ていくと。この両面でしっかり情報管理については徹底していきたいというふうに考えております。

【会 長】事業者に処理させる情報項目って、それぞれ書いてありますよね。これ、全ての項目は印字されるんですか。ご説明ください。

【医療保険年金課長】そうでございます。

【会 長】そうすると、これが印字される項目という理解ですね。

ほかにご質問、ご意見——伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっと瀬川委員の話とかぶる部分もあるんですけども、暗号化の5ページの話なんですけれども、そもそも暗号化されるデータというのが何によるかというのが結構重要だと思っているんですけども、これはアクセスとかエクセルのことを指すのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】そのとおりでございます。エクセルを想定しております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】さっきの日進月歩の話もあるんですけども、特にオフィスに関しては暗号化が破られやすいという、そういう解析ツールというのがすごい出回っているんで、そこはちょっ

とどうしたらいいのかなというのものもあるんですけども、ちょっとそういう状況があるので、そこは気になっていたんですが。

あと、もう一つ、データとパスワードの受渡しは職員がそれぞれ別の経路で手渡しにより行うというところがあるんですけども、ここというのは具体的にどのようなアクションが起きているのかというご説明をもうちょっと詳しくお願いいたします。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】実際には電子媒体を運ぶ職員が、例えばAのルートで行くとすると、それと一緒にパスワードを持っていくというのではなくて、例えば時間とかルートを変えて別の職員が持っていくというようなことを想定しています。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】そういったことは非常に重要だと思っていますし、どっちか落としても大丈夫ということで、エクセルの本体を落としたらちょっと危ないと思うんですけども、そういったことは徹底をしていただきたいと思っています。もう一つ、ちょっと気になったのが、受託事業者に行わせる情報保護対策のほうで同じようなことが書いてあるんですけども、ここも暗号化を行い、パスワードは別途区に通知することというふうに書いてあって、ここはちょっと表記が若干違うのかなというふうに、さっきの上の5番と比べると、下の7番は、下のほうがより具体的じゃないし、どういうふうにやるのかなというのがちょっと余り見えなかったんですけども、ここも上と同様に、事業者の職員が別のルートで行くのか、それとも区の職員の方が現地に行って、車で行って、別々の車で行って回収したほうが、より安全なのかなというふうには考えているんですけども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】本審議会の今のようなご指摘、ご意見も踏まえて、職員が行くか、事業者のほうが行くか、安全なほうということで、今後、契約をする際には事業者のほうと協議して、しっかり決めていきたいというふうに考えております。

【会 長】私、さっき聞いたところなんですけれども、情報をこれ全部、我々がもらう保険証にはこんなことは全部書いてないですね。

【医療保険年金課長】実際に例えば保険証については、今ここに白紙なんですけども持っているんですけども、記号番号と住所、それから氏名、世帯主氏名、生年月日、それから資格の取得日、実際には一般証と言われるものと退職被保険者証と言われる2種類ありますので、それを全部一緒にここに書かせていただいていますけれども、一般証については、今申しまし

た記号番号からこの資格取得日までは入っています。そして、さらに、退職者医療該当日というのは、退職被保険者証のほうには入っていますけれども一般証には入っていない。それからあと、性別、保険証の有効期限、これは一般証のほうにも入っています。それで、退職被保険者区分というのは、やはり退職被保険者証のほうには入っていますけれども、一般証には入っていないと。それから、給付内容及び有効期限の制限区分ということも、これも実際には入っている。一般証のほうにも入っているという形になっています。

そして、納入通知書のほうについても同様な形で、実際に手持ちで納入通知書ありますけれども、これはいつも区民の方々からは非常にいろいろなものが書かれていて分りづらいというおしかりも受けて、大変恐縮なんですけれども、やっぱり必要な項目ということで、こちらに記載のような内容については書かせていただいているという形になっております。

【会 長】口座情報（銀行名、支店名）ってありますよね。それは、保険料を払う人の情報ですか。

【医療保険年金課長】これは口座振替を、また納付の場合は、該当の方と該当でない方がいらっしゃるしまして、口座振替は希望されている方のところには入りますけれども、口座振替を希望していない方のところには、当然、金融機関の口座などは分りませんので、入っていないということになっています。ですから、大変恐縮ですけれども、何パターンかいろいろある中で、そこで全てここに、言葉は乱暴かもしれませんが、羅列というような形で入っています。

【会 長】記載のある人、ない人がいるということ。

【医療保険年金課長】ということで、非常に项目的には多く見えるということでございます。

【会 長】わかりました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

林委員。

【林委員】会長、これは今、会長がさっき質問されていましたがけれども、現在、業者がまだ未定で、早急に決めなきゃいけないんでしょうけれど、審議会に報告という形で、業者の選定は一任という形になるのかどうかと。

それから、もう一つは、確認なんですけれども、ここ、国民健康保険だから、一般家庭と先ほどおっしゃったけれども、後期高齢者の方も、ちょっと判断の問題があるんですけれども、含まれるという認識でよろしいですね。以上です。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】後段の部分でいきますと、これは後期高齢者のご家庭、保険証の部分は

また別の部署が取り扱っていますから、これはあくまでも74歳までの方の国民健康保険に入っている方というものの取り扱いになります。

【会長】入札の委託先については、じゃあ、事務局のほうでご説明ください。

【広報係長】広報係長です。

委託先につきましては、毎回といいますか、審議会のほうでいろいろご指摘いただいている部分だと思っております。今回は、こちらのほうに情報保護対策として、5ページの下段のところ、詳しくこういうことを入札の条件として取り扱うということが詳細に書かれておるといふふうにちょっと認識しておりますけれども、この部分でこの審議会のほうでご納得といいますか、ご審議いただいて、未定の部分の補足説明というふうにご理解いただければと事務局では考えております。

以上です。

【会長】未定はしようがないかなというふうには思うので、まあいいかな。ここに今ご説明いただいたようにというか、ほかの案件よりは細かく書いてあるので、今回はいいのかなと思ってちょっと見ていたんですけれども。そういうことは、今回、この件についてはとりあえずいいですけれども、委託先一般につきましては、未定の段階で報告が来るといのは、事業の進行状態によるからやむを得ないかなというところがあると思うんですけれども、今日もお聞きしましたように、どういうところに、どの程度の、どのレベルで、どういう業者とか、印刷業者の範囲とか、指名入札なのかどうか詳しくは知りませんが、そこらをちょっとわかりやすく皆さんにご説明いただければよろしいかなというふうに思います。

事務局、どうぞ。

【広報係長】広報係長です。

今、会長のほうからお話のあったように、こちらのほうでも今後、資料作成に当たりましては、皆様に入札の対象にする業者等についての情報管理の徹底、あるいは情報管理の方法等について、詳しくご理解いただけるように、詳しく記載をするように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【会長】じゃ、よろしくその点は今後ご検討ください。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、報告事項ですので、了承ということで終了いたしますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、本件は了承ということで終了いたします。

それでは、資料26ですね。新宿区学童クラブの児童指導業務の委託についてであります。

それでは、ご説明ください。

【子ども総合センター所長】それでは、子ども総合センター所長のほうからご説明させていただきます。

本案件につきましては、情報項目の追加ということで、ページをおめくりいただきまして2ページですけれども、事業の概要のところ、今まで学童クラブということでさまざまな情報を処理していただいておりますけれども、その下段のところ、情報項目の追加でございますが、対象児童の保護者から、昨今、これだけメールが普及している中で、そうしたメールでのやりとりをしたいという強いご要望がございまして、それに応えるためにメールアドレス、ただし、あくまでも希望する保護者に限るということで、メールとメールのやりとりができるような体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

メール送受信の内容なんですけれども、保護者要望を踏まえというところで、学童クラブのほうからは、保護者会だとかイベントなどの個人情報を含まない情報、こちらについては従来、月1回のお便り、ペーパーで、子どもを通じて保護者にお知らせしていたということなんですけれども、より細かい内容を小まめに欲しいという保護者のために、そうしたことをやらせていただきたいと思っております。

もう一つは、対象保護者から急な欠席の連絡、帰宅時間の変更等について、メールでお知らせをしたいというご要望があります。学童クラブの場合は、放課後ということで、保護者の方が勤務後に、10時ぐらいから職員はいるんですけれども、それまでの間にいろんな変更があったときに、連絡がしにくいと。今までは電話でいただいていたわけなんですけれども、そうしたことのご要望に応じていきたいということでございます。

対象としては、現在の在籍数、4月で1,400人ほどいますけれども、あくまでもこの中の希望者ということに限らせていただきます。

続きまして、3ページのところで委託先等々を書かせていただいておりますが、委託先については現在、27の学童クラブ、9社に委託してございます。

処理させる項目、追加の項目については、2つ目の保護者に係る情報項目で、メールアドレス（希望者に限る）というものでございます。

下から2つ目ですけれども、委託のこちらの開始時期ということですが、審議会終了後とい

うことですけれども、事業者、保護者への周知、8月いっぱい周知と準備に費やして、9月から開始できればというふうに思っています。

今回、メールアドレスを提供すると、処理させるということで、区が新たに行う情報保護対策ということですが、2番のところ、メールアドレスの収集については、様式を用意して区が収集をして、事業者を提供するという形にさせていただいて、区のほうで管理・保管状況を確認できるようにしたいと思っています。

続きまして、4ページ、情報保護対策でございますが、こちらもメールアドレスに関してというところで、2つ目のところ、ただし書きのところ、あくまでも緊急対応とか業務運営上必要なときに限って使用するという。これは従来からやらせていただいておりますが、4のところ、誰でもということではなくて、指定された事業者、主任・副主任クラスまでの操作ということにさせていただきたいと思っています。

7番目のところ、こちらがちょっと新たに加えた部分はあるんですけれども、パソコン内で委託業務に係る個人情報については不要になった場合は消去させる。退所されたお子さんの情報については消去する。そして、それを区の職員のほうで定期的に消去の確認は行わせていただきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

【会 長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。

三雲委員。

【三雲委員】このメールアドレスを取得する主体なのですが、区が取得して、これを委託先である学童クラブの運営者に提供するのか、あるいは、学童クラブの運営者が直接、保護者からメールアドレスを取得するのか、いずれでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】区のほうで様式を用意しまして、その後に保護者から提出をいただいて、それを事業者を提供することを考えてございます。

【会 長】よろしいですか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】今、小中学校も全部、メールでいろんな送信とかやっていますので、これは時代の流れかなと思うんですけれども。今回、委託先が9の会社・団体になっているので、かなりいろんな会社があるので、また、その会社・団体によっては、学童クラブだけではない、さまざまな業務を行っているところもありますので、ぜひ取扱いは慎重に行っていただきたいんで

すが。4ページの3番なんですけれども、提供された情報を利用者の立ち入らない事務所において、施錠できるキャビネット等に保管するとあるんですが、実際、僕も何カ所か学童クラブの場所を知っているんですけれども、事務所というのは大体1カ所しかないので、果たしてこの立ち入らないようにするというのは、実際、今現在においてきちっと守られているんですかね。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】委員ご指摘のように、29の学童クラブ、基本的に事務室はあります。ありますので、そこに、それは区役所と同様、一般の区民の方が職員の執務室に入り込むということは基本的にない形にさせていただいております。ただ、一部の学童クラブで、独立の事務室が確保できずに、一部、保護者等が出入り可能なところのスペースを区切ってやっているところがございます。ただ、施錠等についてしっかり管理をさせていただいているところがございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】どこもスペースはやっぱりかなり狭いし、なかなか場所の確保が難しいと思いますので、特に施錠をきっちり行って、管理をしっかり行っていただきたいと思います。

以上です。

【会 長】ほかに。瀬川委員。

【瀬川委員】このメールアドレスというのは、ご存じだと思うんですけれども、不正アクセスというのがあるんですよ、これは。あれはもう今はどこの情報漏えいの中にも入ってきているんです。これを脆弱性を直せば、ある程度、不正を防止できるということがあるんですけれども、その辺どういう認識しておられるかと。

【会 長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】不正アクセスというのが起こり得る、完全に排除することは非常に困難であるということの認識は持っております。先ほどのアドレスの収集の仕方とも関連するんですけれども、収集の仕方として、1つは、事業者のメールアドレスを保護者に周知をして、保護者からそこにメールをいただくということも一つの手段としては考えました。しかし、そうしますと、より一層不正アクセス等々については厳しい状況が考えられるということなので、きちんと保護者から申請をいただいて、いただいたメールアドレスを登録すると、そういう形にさせていただこうと考えてございます。

あと、また、9社あるというところもございまして、それぞれセキュリティ対策等々につい

て準備が必要だと考えてございますので、1カ月以上の準備期間を持ってスタートさせていた
だきたいというふうに考えてございます。

【会 長】瀬川委員。

【瀬川委員】しっかりというか、要するに、起こり得るんだという前提で物事を進めていただ
ければ、対処も速やかにできると思いますので。

以上です。

【会 長】結局、保護者のメールアドレスとこちら側の業者、9団体ですか、そのコンピ
ュータとがつながるわけですよね。だから、それで入り込まれて、ここの情報だけじゃなくて
という、多分そういうことをおっしゃっているんだろと思うので、個別のやりとりだけは便
利でいいかなという問題なんですけれども、それがこちら側の別の情報につながっていくとい
うことをぜひ気をつけて配慮していただきたい、こういうふうに思います。

じゃ、林委員。

【林委員】引き続いてセキュリティの問題なんですけれども、特にここで、先ほど会長からも
お話があったんですけども、何でもかんでも項目入れておくのが果たしていいかどうかという
ことが、悪用されることがありまして、特にここに児童の、一番問題なのは、私が児童館の館
長を何年も前に仰せつかってやっていたときに発生したことなんですけれども、結局、帰宅時
間をまず先につかまれちゃいまして、待ち伏せをされ、女の子が二度ほど誘拐未遂事件とい
うのがあったんですね。新宿警察に頼みまして、警察官がそこに立つようにはなったんですけ
れども。今はどうか知らないんですけれども。

だから、その点でいくと、この帰宅時間とかこういうのが、何でもかんでも項目入っちゃっ
ていると、特に守衛が、先ほど佐藤委員からもありましたけれども、受付のほうに行くと、答
えちゃったもんだから、家族を装って来た人に全部言ったんですね。だから、メールアドレス
は怖いんですから、この辺、特に帰宅時間とかあると、児童の場合には確実にそこを夕方暗くな
って通るわけなんです。二度、女の子がやられましたのでね。すみません。

【会 長】気をつけていただきたいということなんですけれども。特にこういう児童の問題なの
で、今のご指摘のとおりだと思いますので、気をつけてやってください。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労様でした。

次は資料28、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等についてであります。

それではご説明をお願いします。

【教育指導課】 それでは、資料28、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供についてご報告をいたします。

初めに、本制度について簡単にご説明いたします。本制度は、児童・生徒の健全育成のために、子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。個人情報のやりとりの観点から、学校の視点で見て、警察から学校への連絡事案を本人外収集、学校から警察への連絡事案を外部提供と呼んでおります。

前回以降の、きょうは平成27年1月以降、平成27年5月までの状況についてご報告をいたします。

初めに、警察から学校への本人外収集の報告をします。資料28-1をご覧ください。該当する案件は5件で、1番と3番は、同一の中学生による窃盗の案件です。それから、2番は、複数の学校が関係した問題行動の事案でございます。それから、4番は、中学生の他校生徒への暴言等の悪質行為。それから、5番は、中学生が平日の昼間に繁華街にいるところを補導されたものでございます。いずれも事案に係る生徒の氏名や事案の概要などを警察から学校へ情報提供をしたものでございます。

次に、学校から警察への外部提供の報告をします。資料28-2をご覧ください。該当する案件は4件で、1番は、先ほどの窃盗の中学生の保護者の連絡先を電話にて提供したものでございます。2番は、警察から複数の学校が関係した問題行動の情報提供を受け、生徒の連絡先を電話にて提供したものでございます。3番は、先ほど報告いたしました他校生徒への暴言等の悪質行為を行った生徒の氏名や連絡先を面接で、そして、4番は、同じ案件で、3番でお知らせした以外の生徒の連絡先を電話にて提供したものでございます。

事案の詳細については、個人情報保護の観点から以上とさせていただきます。

簡単ですが、報告を終わります。

【会 長】 ご質問がありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 ちょっと昔の話になるかもしれないんですけども、この新宿区個人情報保護事務の手引きの5条だと、本人の同意がある場合以外の収集について記載があって、警察からの情報収集というのは、この5条2項の6号に基づくものということで以前承認されているとい

うことでしょうか。5条の2項は、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、個人情報をも本人以外のものから収集することができる」と。6号として、「前各号に掲げるもののほか、新宿区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたとき」というふうになっていますので、平成17年の段階でこの審議会の承認を得て収集を開始したというふうに理解していますが、それでよろしいでしょうか。

【会 長】じゃ、事務局のほうから説明願います。

【広報係長】広報係長です。

今のお話のとおりで間違いございません。よろしく申し上げます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、報告ということですので、了承ということで終わりにしますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は了承ということで終了いたします。

では、資料23、選挙人名簿システムの導入についてであります。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【選挙管理委員会事務局長】選挙管理委員会事務局長の杉原です。

本件は、選挙人名簿システムの導入についての諮問並びに報告でございます。

初めに、事業の概要についてご説明をいたします。事業名、担当課等はそこに書いたとおりです。目的は、公選法の改正に伴って、選挙人名簿管理を小型電算により行うものです。対象者は、選挙人名簿、在外選挙人名簿及び国民投票、これは憲法改正の国民投票ですが、投票人名簿の名簿登録要件を満たす者でございます。

事業内容としましては、現行では、選管ではホストコンピューターが提供する有権者のデータによって選挙人名簿の管理を行い、毎年4回の登録日と選挙の際に名簿登録要件を満たす者について登録を行うほか、随時例月、転出等をされた方の抹消処理を行っています。選挙時においては、ホストコンピューターで確定したデータを投票所システム・期日前投票システムという2つの小型電算システムへ情報を移行させて、投票事務等を管理しているところです。

問題点としましては、今回の法改正によって選挙権年齢が18歳に引き下げとなったため、名簿の登録要件等が変更になることが1点。さらに、今回の法改正を受けまして、憲法改正に関する国民投票法の施行が現実味を帯びてきましたが、この投票については、名簿登録要件が選挙の際と異なっています。現行のホストでは2つの名簿を同時に管理する仕組みがございませ

るので、国政選挙と国民投票が同時に執行されるような場合については、新たにシステムを導入する以外に対応ができないものです。

そのほか、在外選挙人名簿という国外にいらっしゃる日本人について、国政選挙に投票する際のデータについては、ホストコンピューターに情報がございませんので、在外投票システムをアクセスファイルでちょっと別途管理を行っていますが、システムを開発すればこれが一元管理できるものでございます。

さらに、今後、さらなる法改正というのも見込まれており、従来は登録対象でなかった人たちの転出者の新有権者登録というようなことも取りざたされておりますが、新たにシステムを導入しなければ対応できないものです。

今後の対応ですが、選挙人名簿管理業務を新たにシステム化することにより、住民票の台帳情報から自動で名簿登録要件を正しく判定して、適正に名簿を管理することや、国民投票等における投票人名簿や在外選挙人名簿も含めて、名簿登録の要件が異なる複数の名簿等を1つのシステムで管理することが可能になります。

既に選挙人名簿システムの導入は、東京23区中の20区で実施されており、今回、導入予定のシステムは、既存の投票所システムと期日前投票システムを導入した業者が提供するパッケージソフトが出てございますので、選挙人名簿の情報の一元管理を行うことができ、極めて効率的に事務処理ができると考えています。なお、法改正により機能追加の必要が発生した場合でも、自力開発のもの場合はカスタマイズ等が必要ですが、パッケージソフトのバージョンアップで対応することが可能となると考えています。

対象者数等は、(1)の選挙人名簿から(2)の在外選挙人名簿の登録者まで、表記のとおりでございます。

名簿登録要件については、(1)の選挙人名簿、(2)の在外選挙人名簿、(3)の国民投票の投票人名簿、それぞれ対象が異なっておりますが、今回、全て18歳以上というように足並みをそろえて改正になる見込みです。

選挙人名簿システムの運用イメージについては、別紙の資料で資料23-1をご覧くださいませすでしょうか。一番上でございますのが、ホストコンピューターの住民基本台帳データです。次に、選挙人名簿のシステムサーバーを記載し、その下に名簿システムのクライアントを記載して、赤の破線で囲っていますところが今回の調達範囲です。従前は、このホストコンピューターから選挙DB、データベースをつくって、投票所システム・期日前投票所システムのほうにじかに落としておりましたが、この間に開発したシステムが入ってくるということでございま

す。

続いて、諮問事項と報告事項の資料のご説明をいたします。

件名、選挙人名簿システムの導入について、諮問事項の資料に保有課や登録業務の名称は書いているとおりでございます。

記録される情報項目ですが、次の枠の2に、選挙人及び国民投票の投票人については、住民番号以下、このような項目、個人情報と事務上の情報を含め、こういう情報を登録します。在外選挙人については、外国の住所や国内最終住所地、電話番号など、登録する内容が異なっております。

記録するコンピュータは、情報政策課に設置するシステム統合基盤上で運用しますので、イントラネットシステムなどとは完全に切り離して運用をするものでございます。

新規開発・追加・変更の理由は、先ほど説明したとおりでございます。

新規開発と追加・変更の内容につきましても、ここに記載のとおりでございますが、4番と5番は、検察審査会の審査員の候補者、裁判員の候補者、こちらも選挙人名簿システムから抽出しますが、この2件については当面20歳以上が堅持される見込みとなっております。

開発等を委託する場合における個人情報の保護対策ですが、区と委託先との契約書には別紙の特記事項を付すとともに、新宿区の情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の遵守義務を明記します。導入作業のデータ検証におきましては、実データを使用した検証作業は区の職員が必ず実施することといたします。委託先は必要な支援をします。

スケジュールでございますが、本年10月に補正予算案を議決していただいた後、直ちにシステム機器の設置導入作業に入り、来年の3月以降にはシステムの運用を行いたいと考えております。

続いて、最後の資料は報告事項ですが、システム導入に係る業務の委託についてです。導入業務の委託先は、3番目の枠に書きましたように、行政システム株式会社でございます。プライバシーマーク等、国内外の認証を得ています。情報項目は先ほどと同様です。記録媒体は電磁媒体で、そのほか委託理由や委託の内容等につきましては、先ほどの資料とほぼ同様です。委託の開始時期等も、先ほどのスケジュールとほぼ同様です。区が行う個人情報保護対策も同様のことを書いております。委託事業者に行わせる情報保護対策としましては、取扱責任者・取扱者の指定、報告等、及びテスト作業・本番データの移行は、選挙管理委員会と情報政策課の職員が立ち会って行うということとなっております。

大変長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

伊藤委員。

【伊藤委員】この今回の選挙人名簿システムに関して、これは開発等を委託する場合というふうに書いてあるんですけれども、4ページの下から2番目のところ、ほかのところにも開発という言葉が使われているんですけれども、今回、パッケージソフトをインストールするのか、それともコードを書いて、いわゆるシステム開発を行うかというのは、どっちに当たるんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】今回は説明の中で申したようにパッケージソフトの導入でございますので、開発の内容は、新宿区のホストコンピューターが所有するデータとのインターフェースについての部分が必要になる以外は、新たな開発はございません。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】どうもありがとうございます。

もう1点なんですけれども、4ページのさっきのところの下から2番目のところなんですけれども、実データを使用した検証作業というところがあるんですけれども、これは一体、誰がそのデータを入れるのかというのが結構重要だと思うんですけれども。例えば、ある程度やっぱり知識がないと、失敗したらちょっとこれはすごい問題になるのかなと思うんですけれども、情報政策課の職員の方がやるのか、それとも選挙管理委員会事務局のほうでやるのかというのをお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】検証データのサンプルについての考え方とどういうサンプルを用意するかは、選挙管理委員会の職員の方で対応いたします。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっと今、質問の意図なんですけれども、誰が実際に作業するという、手を動かす人は一体誰なんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】実際に作業をする際は、検証作業につきましては、情報政策課の職員がその手を動かす部分というのは担当することになるかと思っております。

【会 長】これは、保有課は選挙管理委員会事務局と書いてあるから、そこじゃないの。それ以外の方がやるというのはどういうことでしょうか。ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】システムに移行した後の情報は選挙管理委員会事務局が保有しますが、システムに入れるデータはホストコンピューターから全て持ってきますので、大元のデータは情報政策課が関与しないわけにはいかないものと考えてございます。

【会 長】伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】どうもありがとうございます。個人的にもそういった知見がある方に作業していただいたほうが良いと思っているので、それで良いと思っているんですけども。

次に、前回の選挙と前々回の区長選挙もそうなんですけれども、票が足りないっていう、そういった話が実はございまして、その原因というのが何なのかというときに、この選挙人名簿管理システム自体にそもそも問題があったというか、もともとデータを入れるときに問題があったのかという、その事実的には今どうなっているんでしょうか。まだ検証中でしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】いわゆる不足票問題は、投票者総数と投票総数の違いでございまして、投票所及び期日前投票所で選挙人に手渡した票の数と開票所に届いて開いた数との差でございまして。選挙人名簿の登録要件等、及び投票所で運用しているシステムの内容については、関係がないものと考えてございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】どうもありがとうございます。ちょっとそれに関係するんですけども、資料23-1のイメージ図のところをちょっと見ているんですけども、ちょっと若干脱線する部分もあるし関係ある部分もあると思うので、質問させていただきますと、多分、ちょうど選挙のときにこのデータのやりとりを電磁的媒体によってデータの受渡しをしていると思うんですけども、ここというのが多分、これというのは一切、選挙をやっているときはこの上のシステムとはネットワーク的には関係がなかったりとか、そもそも選挙人名簿のサーバーと関係がなく、この当日の投票所にあるコンピュータだけで管理をしているということになるんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】投票日当日に51カ所の投票所で動かしている端末と、その大元になっているサーバーの情報は、その投票日を迎える時点までのホストコンピューターとのつながりを一旦そこで切って独立させて、当日は運用しています。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっと気になった。これは若干脱線しちゃうんですけども、今、ついでなので言っておくと、投票所にちょうど僕も行ったときに、投票してないのに投票した結果になっ

ているとか、そういう話があって、これっていうのは、ここにもネットワークの連動とかの話が全く書いてないので、多分、電磁的媒体とって、CD-RかUSBか分からないですけども、それでしかデータはやりとりしてないから、この端末間のデータの共有だったりとか、大元のシステムサーバーにもデータが共有されていなかったりとか、そもそも選挙人名簿にネットワークとつながりが基本的でないというところにも問題があるというふうに個人的にはこれを見て感じたので、ちょっとその辺の事実関係というのを調べていただいて、何で足りなくなったのかという原因がこのシステム全体にあるのかなというちょっと個人的に疑問もあるので、そこをちょっとまだ今の段階ではあんまり調査ができないと思うんですけども、これをつくる際に調査をしっかりいただくと助かります。

【会 長】 どうでしょうか、ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】 当日の投票所での投票済みかそうでないかという情報は、この図でいうところの左下の期日前投票1週間のシステム、これをオンラインで動かしている、その結果を当日の投票所のシステムに反映しております。そのほか、特定病院などで実施する不在者投票で投票用紙をお送りしているケースなども、当日のデータには全て反映させておりますので、そこの部分で表示がされているものと考えております。不足票との関係については、今はシステムとの関連は想定しておりませんが、現在検討を進めておりますので、別途何らかの報告ができると考えております。

【会 長】 よろしゅうございますか。じゃ、瀬川委員。

【瀬川委員】 今、伊藤委員の、どちらかというところの情報正確性のことのような印象を受けて、ちょうど同じページで引き続き聞かせていただきたいと思いますんですけども。このページの選挙人名簿データがあって、左下の赤い枠に選挙人名簿システムクライアント、線が引いてありますけれども、まず1つは、これは専用線でしょうかというのが1つです。それから、同じように、投票所システム、期日投票システムサーバ、2つ大きく分けて、1つはオンラインで、もう一つは電磁媒体によるデータの受渡しというのがある。これ、右のほうは物理的でしょうねという。これはそうでなければ教えていただきたい。物理的に受け渡すんだらうと。もう一つの、最後というか、質問として、オンラインに結ばれているのは、専用線で結ばれているんでしょうかというのがポイントで、もし結ばれていなかったら、漏えいのリスクについてはどういうような認識を持っておられるでしょうかと。

【会 長】 ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】 オンラインとあるところとそれから今度導入する選挙人名簿デー

タとクライアントの端末についての接続は、全て専用線の庁内LANでございます。右下の投票所のシステムにつきましては、破線でありますように、オンラインではなく、当日は切り離されて運用しているものでございます。

【瀬川委員】そこまで物理的に持っていくんですか。

【選挙管理委員会事務局長】はいそうです。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかにご質問。佐藤委員。

【佐藤委員】膨大なデータを扱うので、慎重に取り扱っていただきたいのと、今のご説明ですと、要するに、3カ月に1回、大変だと思います。やっぱりそういういろんな問題点が指摘された中で、こういうシステムというのは非常に気になってくるのかなという印象を持ちました。また、23区中20区が既にやっているということで、新宿区はちょっと遅れているのかなという気がしたんですが。

それで、1点だけお聞きします。この2ページの問題点のところ、国政選挙と国民投票を同時に執行する場合、登録要件が異なっているというご説明でしたが、どのように異なっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】この資料の3ページ目、右手側の(3)にございますように、国民投票の投票人名簿の登録の基準日は、投票日と設定された日の50日前になってございますので、通常の選挙は10数日前なので、そのあたりが随分違うものがございます。そのほか実質的な選挙権に当たる投票の権利につきましても、通常の選挙よりも少し幅を広げて、例えば、公職選挙法の違反等で刑務所に収監中の方々も、憲法改正の国民投票は投票ができるというように現在議論されていると聞いてございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】そうすると、18歳選挙権の名簿と国民投票の名簿と人数が違うということですね。国民投票のほうがより広い範囲で投票ができると。

【会 長】ご説明ください。

【選挙管理委員会事務局長】必ずしもそうなるかどうかは、やってみないとわからないんですけど、日数のずれがありますので、数にずれが生じることは考えられます。

【佐藤委員】わかりました。以上です。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これはシステム開発は諮問事項、それから業者委託は報告事項ですが、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、そのようなことで終了いたします。

それでは、1件残ったんですけれども、これは事務局の連絡で9月2日の期日でもよろしいということなので、それはちょっと次回に延ばしていただきまして、実は前回、資料16ということで、地域飲食応援事業の委託についてという報告案件があったんですが、この件につきまして、先ほど三雲委員からちょっと発言を求められておりますので、この点についてちょっと三雲委員、どういうご意見なのか、ご説明いただけますでしょうか。

【三雲委員】前回、報告にかかわった事案というのは、地域飲食応援事業というものがあって、これは500円分の飲食券を400円で買うことができると。買うルートとして、リクルートが行うコンパレというサイトに利用者が自分の個人情報を登録して、会員登録することによって、オンラインで買うことができると。同時に、現金で買うルートもあるという形で進めたいというお話があったんですね。その中で、まず、このチケットを買おうと思ったときに、個人情報を提供しなければ取得できない、買うことはできないということになってしまうと、結局、税金を使って特定の企業が国民もしくは区民の個人情報を収集すると、これを支援することになるんじゃないのかという指摘をしました。そうしたところ、現金でも買うことができ、そういった代替手段をしっかりと確保することになっているので、必ずしも特定の企業に個人情報を収集させるために税金を使っているという認識はないというふうなご回答をいただいております。これが6月13日の審議会でのお話だったんですね。

その2日後になって、広報しんじゅくというものが発行されて、私の手元にも来たんですけれども、ここで新宿地域飲食券というものを入手する方法について広報されておりました。これを見ると、まずインターネットでの購入、要するに個人情報を提供してインターネットで購入する方法は、7月21日、つまり昨日から可能になっているということになっていますね。ところが、これに対して区の施設で現金で購入、つまり個人情報を提供せずに購入する方法というのは、25日からということになっていて、遅れているんです。しかも、販売場所とされているところが区役所第一分庁舎、それから四谷特別出張所、笹塚町特別出張所、戸塚特別出張所、この4カ所に限定されている上に、それぞれの出張所の販売日時というものが2日間ずつしか割り当てられていない。具体的に言いますと、区役所では7月25日、土曜日と26日の日曜日のみ、それから四谷では7月27日と28日のみ、笹塚町では29日と30日の2日間のみ、戸塚では31

日と8月3日の2日のみというふうになっている。なおかつ、販売枚数は現金の場合には限りがある、先着順であるというふうになっています。

こういった形での販売方法であると、前回説明いただいたような個人情報を提供せずに現金で買える代替体制が存在しているので、必ずしもリクルートのほうに個人情報を収集させるような手段になっていないんだという説明は、該当しないんじゃないかと私は思っておりまして、若干、うそはついていないんだけど、前回の報告内容というものは誤解を招くものだったんじゃないかと。なおかつ、この7月15日に発行される広報しんじゅくの中にここまでの情報が記載されているということは、その2日前の7月13日の段階ではこのことはもうわかっていたはずなので、代替手段について説明をされる際に、ここまでの説明はどうしてなかったのかというところが気になっているところなんです。

もしここまで聞く必要があるということであれば、私も法廷でいつもやっているように反対尋問するように聞くことはできるんですけども、さすがにちょっとこの場というのは、お互い信頼関係があるので、うまく進めていくということだと思って、ある程度想像力で補いながら理解してきたところなんです。しかし、こういう説明のされ方をされるのであれば、やっぱり事細かにこれは具体的にどうなっているんだということを聞き続けなきゃいけなくなってしまふ。それは多分、忙しい中で、案件がたくさん詰まっていて、2時間しかないと今おっしゃっていましたが、多分終わらないと思うんですよ。

なので、この審議会の中で情報提供いただく際には、しっかりと決まっている事柄、もう既に決まっている事柄があったわけですから、ちゃんとそこまで説明していただかなければ分からないし、後で知ってしまえば納得ができないということになりかねませんので、その点は事務局の側でも注意喚起をしていただければというふうに思っております。

【会 長】ほかに似たようなご意見もあるかと思いますが、時間の都合がありますので、この件は、前回、地域文化部産業振興課というところからご説明受けたんですけども、今の三雲委員の問題は、ご意見、是としまして、私としては、ぜひ次回にその担当課から再度ご説明を受けたい、こういうふうに思いますので。いろいろご意見はあるでしょう。

【鍋島委員】私は一番初めに、三雲委員の前にこれこれの問題、この間出したんですよ。だから、分っていたはずなのに、また区広報にそういう形で出されて、私も見ました。やっぱりでも、今日、言おうかどうか、時間がなかったので言いませんでしたけれども。

【会 長】審議会としてはちょっと、今のご意見は適切な指摘だと思いますので、適切な回答をしていただきたいというふうに思いますので、事務局のほうで担当課にご連絡いただきま

して、次回、ご説明いただくというふうに。

【鍋島委員】 よろしくをお願いします。

【会 長】 はい。

ほかに何かきょうの議題につきましてご質問ございますか。ご質問、意見——山田委員。

【山田委員】 議事進行に協力するために、私、資料24のときに発言しました。会長の特段の取り計らいで、以後の議案についても十分対応についてはご検討いただきたいということで、資料26のところに私は質問をしませんでしたので、事務局、すみませんが、26の担当課のところの表現についても工夫するように、ひとつよろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

以上でございます。

【会 長】 1カ所分りますよね。お願いいたします。ということで。はいどうぞ、林委員。

【林委員】 今の、会長、よろしいですか。三雲委員が、本当によくぞ発言して、気づかれていますので、ぜひよろしくをお願いします。

【会 長】 そういうご意見なので、よろしくをお願いします。

それでは、長時間、時間も延長しましたので、これをもちまして本日の審議を全て終了いたします。

次回の説明がございましたら、事務局のほうから。よろしくをお願いします。

【広報係長】 事務局です。次回の審議会につきましてご発言させていただきます。次回は9月2日水曜日、午後2時からを予定してございます。場所につきましては、この会場、第3委員会室を予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

【会 長】 それでは、本日はこれをもちまして閉会いたします。長時間どうもご協力ありがとうございました。

午後12時10分閉会